

一般社団法人関東軟式野球連盟連合会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人関東軟式野球連盟連合会と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を茨城県水戸市に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な場所に設置することかできる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、アマチュアスポーツとして正しい軟式野球を関東地区全般に普及し、その健全な発展を図るとともに、各都県相互の親密な連絡と社会文化の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 各種軟式野球関東大会の主催及び後援
- (2) 軟式野球に関する研究調査
- (3) 軟式野球の普及発展に関する指導奨励
- (4) 軟式野球の技術向上に関する指導研究
- (5) 公認野球規則等の実施伝達及び審判技術向上に関する事業
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 社 員

(構成員)

第5条 当法人は、この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次の規定によりこの法人の社員になったものをもって構成する。

- 2 公益財団法人全日本軟式野球連盟の定款第47条に定める支部をもって構成する茨城県支部、栃木県支部、群馬県支部、埼玉県支部、千葉県支部、東京都支部、神奈川県支部及び山梨県支部の代表者、若しくはそれらの団体の承認を受けた者の会員のうち、個人会員の中から選出されたものをもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(社員の資格取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、別に定めるところにより申し込みをし、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 社員は、別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 計算書類等の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 解散及び残余財産の処分
- (6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度定時社員総会の開催を毎事業年度末日の翌日から2ヶ月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき代表理

事が招集する。

2 社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び召集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 15 条 社員総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第 16 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 17 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

(議事録)

第 18 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員の設定)

第 19 条 当法人は、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 30 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事の内 1 名を会長とする、若干名を副会長とする。

3 理事の内 1 名を理事長とする、若干名を副理事長とする。

4 第 2 項の会長を法人法上の代表理事とし、前項の理事長をもって法人法第 91 条 1 項 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 20 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び理事長は、理事会の決議によって理事の互選により選定する。

(理事の職務及び権限)

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行

する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行し、理事長は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 22 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができ、並びに各事業年度の計算書類、事業報告書を監査する。

(役員任期)

第 23 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第 19 条第 1 項で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 24 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第 25 条 理事及び監事は無報酬とする。

(顧問および参与)

第 26 条 当法人に、任意の機関として、顧問および参与をおのおの若干名置くことができる。

2 顧問および参与は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は会長の諮問に答え、参与は業務の運営に参与する。

4 顧問および参与の報酬は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 27 条 当法人に理事会を置く

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 28 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び理事長の選定及び解職

(招集)

第 29 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事長が理事会を招集する。

(理事会の開催)

第 30 条 理事会の開催は、一般社団法人関東軟式野球連盟連合会理事会運営規則で定める。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 当法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日から始まり同年 12 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 35 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、第 2 号及び第 3 号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 当法人は、法令の定めるところにより、計算書類等を事務所に備え置く。

(剰余金の不分配)

第 36 条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第 8 章 事務局

(設置等)

第 37 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任命する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議による。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公 告

(公告の方法)

第41条 当法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

1 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、以下のとおりとする。

設立時社員	中山 勝二	栃木県宇都宮市江曾島町 1027-2
設立時社員	程塚 孝作	埼玉県さいたま市北区本郷町 236
設立時社員	渡邊 起祐	栃木県宇都宮市野沢町 10 番地 39

2 当法人の設立時代代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

以上、一般社団法人関東軟式野球連盟連合会成立のため、この定款を作成し、設立時社員は、これに記名押印する。

令和2年10月9日

設立時社員	中山 勝二
設立時社員	程塚 孝作
設立時社員	渡邊 起祐

附 則

この定款の変更は、社員総会の議決の日(令和6年2月22日)から施行する。